

令和元年度第1回岩手県いじめ再調査委員会会議録

1 開催日時

令和2年2月4日（火）19時00分～20時30分

2 開催場所

岩手県庁4階 4-2特別会議室

3 出席者

〔岩手県いじめ再調査委員会委員〕

遠藤 孝夫委員 姉帯 幸子委員 小泉 範高委員 早坂 浩志委員 長田 くみ子委員

〔県〕

白水政策地域部長 小野政策地域部副部長兼政策推進室長

工藤学事振興課総括課長 本多学事企画担当課長 小原主査 高橋主事

橋場首席指導主事兼生徒指導課長 南幅主任指導主事 下権谷指導主事

4 会議の状況

別紙のとおり

1 開 会

○本多学事振興課学事企画担当課長 定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第1回岩手県いじめ再調査委員会を開催いたします。私は、学事振興課学事企画担当課長の本多と申します。議事に入るまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、最初に会議に先立ちまして、委員の出席状況について御報告いたします。本日は委員5名中全ての委員に御出席いただいておりますので、岩手県いじめ再調査委員会条例第5条第2項によりまして、定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

2 あいさつ

○本多学事振興課学事企画担当課長 それでは、会議に先立ちまして、白水政策地域部長から御挨拶を申し上げます。

○白水政策地域部長 皆さん、おぼんでございます。今日はお忙しい中、こうしてお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。この令和元年度第1回岩手県いじめ再調査委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各委員の皆様方におかれましては、岩手県いじめ再調査委員会委員に御就任を頂きましたこと、心から感謝を申し上げます。また、日頃から本県の教育振興に御支援、それから御協力をいただいていることに対しまして、御礼を申し上げたいと思います。

さて、皆様御承知のとおりかと思いますが、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が成立したことを受けまして、本県におきましても平成26年4月に県いじめ防止等のための基本的な方針を策定をいたしました。また、同年8月には県いじめ問題対策連絡協議会を設置をいたしまして、いじめ問題の対応について関係機関等との連携及び重大事態への体制を構築してきたところでございます。

しかしながら、本県におきましては平成26年、それから平成27年に中学生がみずから命を絶つという痛ましい事案が発生したことを受け止めまして、このいじめ防止対策推進法にのっとりましていじめ問題への適切な対応を図るため、県の附属機関としてこのいじめ再調査委員会を設置したところでございます。

さらに、この後の議事で詳しく御説明をさせていただきますが、今年度からスタートをいたしました県の最上位の計画であります、いわて県民計画、お手元のほうにあるかと思えますけれども、このいわて県民計画におきましても、政策推進の柱の一つとしていじめ問題への対応を掲げたところでございます。

本日お集まりいただきました委員の皆様には、重大事態への対処、また再発防止のために必要と判断された場合には、本委員会での再調査をお願いすることになりますけれども、岩手の将来を担う子供たちのためにお力添えを頂きますようよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会は、改選後初めて開催されますことから、いじめ防止対策推進法、それから県条例に基づくいじめ問題への対応についての共通理解を図っていただきますとともに、それぞれの専門的な見地から忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

3 委員紹介

○**本多学事振興課学事企画担当課長** では、続きまして本日は改選後第1回目の会議となりますので、委員の皆様を私のほうから御紹介申し上げたいと思います。お手元のほうにお配りしております名簿の記載順に御紹介させていただきたいと思います。

まず、最初に弁護士の姉帯幸子委員でございます。

○**姉帯幸子委員** 姉帯です。よろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 前期から引き続き委員をお引き受けいただいております。

続きまして、岩手医科大学医学部神経精神科学講座助教の小泉範高委員でございます。

○**小泉範高委員** 小泉です。よろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 同じく前期から引き続き委員をお引き受けいただいております。

続きまして、岩手大学教育推進機構准教授であり、臨床心理士でもあります早坂浩志委員でございます。

○**早坂浩志委員** 早坂です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 早坂委員は新任となります。

続きまして、一般社団法人岩手県社会福祉士会副会長の長田くみ子委員でございます。

○**長田くみ子委員** 長田です。よろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 長田委員も新任でございます。

続きまして、岩手大学教育学部長の遠藤孝夫委員でございます。

○**遠藤孝夫委員** 遠藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 遠藤委員は、前期からの引き続きとなります。

次に、事務局職員を御紹介申し上げます。

先ほど御挨拶を申し上げました白水伸英政策地域部長でございます。

○**白水政策地域部長** 改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 小野博政策地域部副部長兼政策推進室長でございます。

○**小野政策地域部副部長兼政策推進室長** どうぞよろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 工藤直樹学事振興課総括課長でございます。

○**工藤学事振興課総括課長** よろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 県教育委員会事務局学校調整課、橋場中士首席指導主事兼生徒指導課長でございます。

○**橋場教育委員会事務局学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長** どうぞよろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 同じく南幅正勝主任指導主事でございます。

○**南幅教育委員会事務局学校調整課主任指導主事** よろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** 同じく下権谷久和指导主事でございます。

○**下権谷教育委員会事務局学校調整課指導主事** よろしくお願ひいたします。

○**本多学事振興課学事企画担当課長** では以上、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

4 議 事

(1) 委員長の互選及び委員長職務代理者の指名について

○本多学事振興課学事企画担当課長 それでは、早速議事のほうに入りたいと存じます。

右上に議事(1)と記載のあります資料、岩手県いじめ再調査委員会条例を御覧いただきたいと思います。右上に議事(1)とある資料ですね。この条例の第3条第1項に、委員会に委員長を置き、委員の互選とするとありまして、また第2項におきましては、委員長は会務を総理し、会議の議長となるとございます。つきましては、委員長が選任されるまでの間、暫時私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、次第4、議事の(1)、委員長の互選に入らせていただきます。

まず、選任の方法についてお諮りいたします。どのようにお取り計らいしたらいいでしょうか。もし御意見がありましたら、お願いしたいのですが。

では、姉帯委員どうぞ。

○姉帯幸子委員 委員の中から推薦したいと思いますけれども。

○本多学事振興課学事企画担当課長 では、今姉帯委員のほうから、委員の中からの推薦ということで御発言いただきましたが、皆さんよろしいでしょうか。

「はい」の声

○本多学事振興課学事企画担当課長 では、改めまして委員の中からの推薦ということで、改めてお諮りしたいと思います。皆様のほうから委員長の推薦ございませんでしょうか。

○姉帯幸子委員 前期に引き続きまして、遠藤委員を推薦いたします。

○本多学事振興課学事企画担当課長 ただいま姉帯委員のほうから、委員長に遠藤委員をということで御発言いただきましたけれども、いかがでしょうか、皆さんのほう。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○本多学事振興課学事企画担当課長 遠藤委員、よろしいでしょうか。

○遠藤孝夫委員 大役で務まるかどうか分かりませんが、誰かは委員長必要でしょうか、何とか務めさせていただきます。

○本多学事振興課学事企画担当課長 では、皆様御異議がないようですので、委員長は遠藤委員のほうにお願いしたいと思います。

では、遠藤委員、委員長席のほうに御移動のほうお願いいたします。

では、すみません、先ほど御挨拶いただきましたけれども、改めて一言遠藤委員長のほうから御挨拶を頂戴できればと思いますけれども。

○遠藤孝夫委員長 先程も申し上げましたけれども、この委員会、非常に重要な役割を果たすことが求められております。何とか委員の皆さん方、それから事務局の方々の御協力の下、委員会としての役割を果たしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○本多学事振興課学事企画担当課長 ありがとうございます。

では、この後の議事の進行につきましては、条例の第3条第2項の規定によりまして、遠藤委員長のほうにお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○遠藤孝夫委員長 それでは、早速ですが、議事(1)の資料を御覧いただきますと、委員長職務代理者の指名というのがございます。条例第3条第3項におきまして、「委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を

代理する」とございます。

委員長職務代理者につきましては、前回から引き続き委員をされております、弁護士でありまして様々紛争処理等について御経験がございますので、姉帯委員にお願いできればと思います。指名させていただきたいと思っております。姉帯委員、いかがでしょうか。

○姉帯幸子委員 はい。

○遠藤孝夫委員長 皆さん、よろしいですか。

「はい」の声

○遠藤孝夫委員長 では、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、次に議事に入る前に、当委員会の会議の公開について確認をいたします。これにつきましては、事務局のほうから御説明をお願いします。

○小原学事振興課主査 学事振興課の小原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうから会議の公開について御説明いたします。資料編中、資料ナンバー9、審議会等の会議の公開に関する指針を御覧願ひします。資料ナンバー9でございます。

当委員会につきましては、県の審議会等の会議の公開に関する指針が適用となり、3、会議の公開の基準において、原則公開とする一方で、県の情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当する事項について審議や調査等を行う場合などは、会議を非公開とすることができるしております。

具体的には、特定の個人を識別できる情報ですとか、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れのある情報などにつきまして、審議や調査等を行う場合に会議を非公開とすることができるかとさせていただきます。

本日の委員会につきましては、議事(4)、その他の中で、個人情報など、個別、具体的内容に話題が及ぶものと捉えてございまして、この部分に関して、事務局といたしましては非公開相当と考えてございまして。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針、4では、公開または非公開の決定は先ほどの会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うとさせていただきます。

説明は以上でございます。

○遠藤孝夫委員長 ありがとうございます。ただいま事務局から御説明がございましたが、本日議事の(4)、その他の部分につきましては、会議の公開の基準に定める非公開事由に該当すると判断されますので、ここの部分に限りましては非公開としたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○遠藤孝夫委員長 ありがとうございます。それでは、本日の会議は(4)、その他につきましては、一部非公開とさせていただきたいと思っております。

(2) いじめ問題の「いわて県民計画」における位置づけについて

○遠藤孝夫委員長 では、次に議事の(2)になりますが、いじめ問題の「いわて県民計画」における位置づけにつきまして、審議に入りたいと思っております。それでは、まず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○小原学事振興課主査 いじめ問題のいわて県民計画における位置づけにつきまして、右上に議事(2)と記載した資料で御説明いたします。

まず、2ページと3ページの見開きをごらんいただければと思います。県では、昭和39年

に岩手県総合開発計画を策定して以来、県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す最上位の計画となる総合計画を切れ目なく策定してきたところでございますが、前総合計画の期間が平成30年度で終了となることから、2019年度を初年度とするいわて県民計画(2019～2028)を昨年3月に策定したところでございます。

計画の構成についてでございますが、いわて県民計画は長期ビジョンとアクションプランで構成してございます。長期ビジョンは、長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像とその実現に向けて取り組む政策の基本方法を示すものでございまして、計画期間は10年間としてございます。

また、アクションプランは長期ビジョンの実効性を確保するために重点的、優先的に取り組むべき政策やその具体的な推進方策を示す計画でございまして、計画期間は4年間としてございます。いじめ対策につきましては、アクションプランのうち政策推進プランに位置づけてございます。

本日委員の皆様には、長期ビジョンと各種アクションプランの冊子もお配りしてございますが、本日の説明では使用しませんので、後で御覧いただければと考えてございます。

初めに、長期ビジョンの位置づけについてでございますが、5ページ目を御覧願います。資料中段にございまして、長期ビジョンは健康・余暇、家族・子育て、教育などの10の政策分野を設定してございまして、いじめ問題の対策については教育分野に位置づけてございます。

次に、8ページをお開き願います。教育分野の中に「いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります」と掲げてございまして、いじめ問題に取り組むこととしております。

具体的取組につきましては、政策推進プランのほうで御説明いたしますので、11ページを御覧願います。政策推進プランでは、政策分野に基づく取組を推進するために50の政策項目を掲げてございまして、政策項目の15番目といたしまして、長期ビジョンと同様の記載になりますけれども、「いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります」という項目を掲げて取り組むこととしてございます。

この政策項目の基本方向といたしまして、全ての児童、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、岩手県いじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめ防止対策や、組織的な指導体制の充実によりいじめ事案への適切な対応に取り組むこととしてございます。

また、教育相談体制の一層の充実や、関係機関と連携した教育機会の提供等により、児童生徒に寄り添った不登校対策を推進するほか、さらに情報化社会の中で児童生徒が適切な情報活用に関する能力ですとか、規範意識を身につける取組を推進していくこととしてございます。

資料の下のほうに、県が取り組む具体的な推進方策ということで、具体的な取組を記載し、12ページからは4年間の工程表を記載してございますが、本日は説明を省略させていただきます。

12ページの下工程表の左の部分を御覧いただきたいと思っております。政策推進プランでは目標を設定して、PDCAサイクルを回していくこととしてございます。①のいじめ防止対策の推進やいじめ事案への適切な対処につきましては、2つの目標を設定してございまして、1つ目は、いじめがいけないと思う児童生徒の割合を現状の小学生89.1%、中学生84.6%から、それぞれ100%に引き上げるという目標。2つ目といたしましては、認知したいじめが

解消した割合につきまして、100%を目指すとする目標としてございます。

最後に、13 ページの下のほうを御覧いただければと思います。県以外の主体に期待される行動とございますけれども、いわて県民計画では、多様な主体が参画した地域づくりを進めながら取組を進めていくこととしてございまして、家庭、地域、関係団体等、学校、市町村教育委員会といった主体と連携して、この取組を進めていく計画としてございます。

説明は以上でございます。

○遠藤孝夫委員長 ありがとうございます。ただいまいわて県民計画の中でのいじめ問題の位置づけについて、とりわけ政策推進プランにつきまして御説明いただきました。ただいまの説明につきまして、何か御質問あるいは御意見などありましたら委員の皆さんから出していただきたいと思います。いかがでしょうか。では、特になしということよろしいですか。

「はい」の声

○遠藤孝夫委員長 それでは、次に進めさせていただきます。

(3) いじめ問題に対する対応について

○遠藤孝夫委員長 次に、議事の(3)、いじめ問題に対する対応についてという項目に入りたいと思います。

それでは、まず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○小原学事振興課主査 では、資料ナンバー1により、本県のいじめ問題に対する対応の枠組みにつきまして御説明させていただきたいと思います。

初めに、資料上段にございます太枠で囲んだ部分でございますけれども、国では平成25年9月にいじめ防止対策推進法を施行いたしまして、平成25年10月にはいじめ防止等のための基本的な方針を定めているところでございまして、地方公共団体や学校ではこれらに基づきまして、いじめ防止対策の取組を進めることとされているところでございます。

次に、下の地方公共団体のところに移ります。県では、法律第12条に基づきまして、岩手県いじめ防止等のための基本的な方針を策定してございます。この方針は、いじめ防止等のための対策の基本的な方向ですとか、県などが実施する施策、学校が実施すべき施策、重大事態への対処などの内容につきまして、国の方針を参考として定めてございます。

また、法律では設置は任意とされてございますけれども、県では条例により平成27年10月に、いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策委員会を設置しているところでございます。

なお、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に関係する機関、団体の連携を図ることを目的として設置しているものでございますし、いじめ問題対策委員会はいじめ防止対策の調査、審議ですとか、県立学校の設置者としてのいじめに関する調査等を行う組織でございまして、いずれも教育委員会が所管してございます。

次に、その下の学校のところに移ります。各学校におきましては、法律第13条に基づきまして、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとされてございます。また、法律第22条により、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者などにより構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くこととされてございまして、各学校ではこうした体制のもと、いじめ防止対策に取り組んでいただいているところでございます。

次に、その下の重大事態のところに移ります。法律第28条によりまして、その重大事態と

いうのは第1号といたしまして、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、第2号といたしまして、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、これらに該当するものとさせていただきます。これらの重大事態が発生した場合には、学校の設置者又はその設置する学校は速やかに組織を設け、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととさせていただきます。

また、重大事態が発生した場合には、法律第30条及び第31条に基づきまして、地方公共団体の長に報告することとさせていただきます。公立学校の場合は教育委員会を通じて行うこととさせていただきます。

なお、県の対応の対象となる学校は、資料で図示してございますとおり、県が所轄庁である私立学校と県が学校設置者である県立学校となりまして、市町村立学校は市町村で対応することとなります。

資料下の緑色の部分でございますけれども、学校から重大事態の報告を受けた場合に、法律第30条及び第31条に基づきまして、地方公共団体の長は報告のあった重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、調査結果について調査を行うことができるとさせていただきます。この法律の規定に基づきまして、県ではいじめ重大事態があった場合に迅速な対応がとれるよう、条例により常設の岩手県いじめ再調査委員会を設置しているところでございまして、知事が必要と判断した場合には本委員会でも再調査を行うこととなります。

また、県立学校で生じた重大事態の再調査の場合につきましては、再調査の実施後は法律第30条第3項により、知事は調査結果を議会に報告することが義務とさせていただきます。

最後に、資料ナンバー4を御覧いただきますようお願いいたします。学校における調査や、知事による再調査の実施につきましては、平成29年3月に文部科学省がいじめ重大事態の調査に関するガイドラインを作成してございまして、このガイドラインに沿って調査を実施することとなります。このガイドラインには、再調査の実施を判断する際の検討の視点も記載されてございます。

17ページを御覧願います。再調査を行う必要があると考えられる場合といたしまして、①から④が例として挙げられてございまして、学校の設置者または学校の調査において十分な調査が尽くされていない場合や、調査委員の人選の公平性や中立性に疑義がある場合には再調査の実施について検討することとさせていただきます。

このガイドラインを踏まえまして、知事が必要と判断した場合には当委員会で調査を行っていただくという流れになります。

説明は以上でございます。

○遠藤孝夫委員長 ありがとうございます。いじめ防止対策推進法に基づきまして、様々な組織がつけられましたけれども、本委員会、岩手県いじめ再調査委員会の位置づけなどにつきまして、分かりやすく説明していただいたと思います。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問あるいは御意見等ございましたら、よろしいですか。

「なし」の声

○遠藤孝夫委員長 それでは、なしということで、次に進ませていただきたいと思います。

(4) その他

○遠藤孝夫委員長 次に、議事の（４）、その他に移ります。会の冒頭で事務局から御説明がありましたけれども、ここからは個別、具体的内容につきまして、意見交換を行ってまいりたいと考えております。つきましては、この後の会議は非公開とさせていただきたいと思っております。

傍聴者及び報道機関の皆様方には、ここで御退席をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。